

論文

居住支援法人によるネットワーク形成と支援実践のプロセス —A県Bエリアにおける取り組みに着目して—

Process of Network Formation and Housing Support Practices by Certified Housing Support Organizations: A Case Study of Area B in Prefecture A

洪 心璐
HONG Xinlu

要旨

本稿は、A県Bエリアにおいて居住支援法人が主体となって形成された民間ネットワーク組織(居住支援法人ネットワーク協議会)を対象に、その形成過程と運営の実態、ならびに居住支援実務において果たしている役割を明らかにすることを目的とする。調査方法として、同協議会の会長および事務局長の2名を対象に半構造化インタビュー調査を実施し、得られた逐語録をもとに質的分析を行った。分析の結果、居住支援の現場では、単一法人による対応には限界があり、情報共有や支援判断の妥当性確認、対外的調整を行うための実務的枠組みとして、民間主体によるネットワークが形成されてきたことが明らかとなった。また、同協議会は、居住支援を住まいの確保に限定せず、入居後の生活継続を含む支援過程として捉え、判断と責任を複数主体で分かち合う「場」として機能している点に特徴がある。一方で、運営負担の所在や役割の可視化、継続性といった課題も確認され、今後は居住支援協議会との関係性を含めた検討が求められる。

キーワード：居住支援 居住支援法人 民間ネットワーク組織

1. 研究の背景と目的

1) 研究背景

近年、単身高齢者、障害者、低額所得者、外国人等住宅確保要配慮者を中心に、民間賃貸住宅への入居が困難となる状況が依然として確認されている。とりわけ、保証人の不在、入居後の生活トラブルへの懸念、孤独死リスク、文化的背景や障害特性に対する理解不足など、貸主側の不安要因が複合的に存在していることが指摘されてきた¹⁾。これらの要因は、住宅市場における排除の構造を生み出し、住宅確保要配慮者の居住の不安定化を招いている。こうした状況を受け、2017年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下、住宅セーフティネット法)」が

改正され、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ることが目指されている。同法改正により、都道府県が居住支援を担う団体を居住支援法人として指定する仕組みが整備され、2024年12月末時点では全国で967法人が指定されている。これにより、民間賃貸住宅への入居支援において、行政のみならず民間主体が重要な役割を担う体制が形成されつつある。こうした各地における実践の蓄積の中からは、不動産分野と福祉分野を横断する「包括的居住支援」の理念が示されてきた²⁾。そこでは、居住支援は住宅を確保した時点で完結するものではなく、物件探しや契約補助といった入居前支援に加え、入居後の見守りや生活支援、さらには居住の終結局面における対応までを含む継続的な支

援として捉えられている。

また、国土交通省・厚生労働省・法務省の合同による「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」の中間とりまとめ(2024年2月)では、「地域の様々な主体をつないだネットワークを含め、市区町村の住宅部局・福祉部局等も主体的に連携した総合的・包括的な相談体制を構築するとともに、ニーズの把握に努めることが重要である。」³⁾とされている。こうした政策的方向性を踏まえ、2025年10月には住宅セーフティネット法の改正が施行され、大家が安心して賃貸住宅を提供できる仕組みの構築や「居住サポート住宅」の創設、居住支援協議会を活用した包括的居住支援体制の整備が政策目標として示されている。この改正は、住宅確保要配慮者の居住支援を一層推進することを意図したものであり、居住支援が住宅政策と福祉政策の接点に位置づけられていることを改めて示している。一方、居住支援のニーズは多様であり、住宅部局、福祉部局、不動産事業者、民間支援団体など、関与する主体も多岐にわたる。こうした状況のもと、近年、実践現場において、居住支援法人同士が主体となり、圏域単位で情報共有や事例検討、対外的調整を行う民間ネットワークの形成が、一部の地域において確認されつつある。

2) 先行研究の整理

本稿で扱う「居住支援」とは、山本(2018)の定義を参照し、「単なる物理的な住環境支援にとどまらず、単身高齢者が地域社会の中で社会関係を保ちながら安定した暮らしを営むことができるよう、そのニーズに応じて生活支援を一体的に提供する取り組み」を指す⁴⁾。この定義は、居住支援を住まいの確保に限定せず、生活の継続や再建を含む実践として捉える。

住宅セーフティネット法改正以降、居住支援法人を居住支援の担い手として位置づけ、その実践内容や機能を明らかにしようとする研究が蓄積されてきた。これらの研究は共通して、居住支援を単なる住まいの確保にとどまるものとしてではな

く、入居前後の生活支援や見守り、関係機関との調整を含む包括的な実践として捉えている点が挙げられる。

先行研究では、居住支援法人に寄せられる相談の多くは、住まいの問題として表出しつつも、健康問題、経済的困難、社会的孤立といった複合的な生活課題を内包していることが指摘されている⁵⁾。このことは、住まいの提供のみでは居住の継続が困難となる事例が少なくなく、居住支援法人の実践が住まいの確保と生活支援を横断する形で展開されていることが示されている。この指摘は、居住支援の包括性を、支援対象者の生活課題との関係から具体的に示したものとイえる。こうした包括的居住支援の内実については、物件探しや契約支援といった入居前支援に加え、入居後の見守り、生活トラブルへの対応、医療・福祉機関との連携、さらには退去時支援にまで及ぶことが明らかにされている。これらの支援は、単一の法人内で完結するものではなく、複数の関係機関との連携を前提として実施されている点に特徴がある⁶⁾。このような支援のあり方は、居住支援におけるコミュニティソーシャルワークに求められる「協力的体制による総合支援」といった支援機能と重なり合う側面を有している⁷⁾。すなわち、生活課題に対して単一の主体が対応するのではなく、複数の関係機関を含む地域資源が有機的に連携し、分野横断的に支援を展開することによって、総合的な支援を実現するという視点である。

一方で、こうした連携のあり方については、いくつかの課題が指摘されている。先行研究によれば、居住支援法人は、それぞれの既存業務や人的ネットワークを基盤として居住支援に取り組んでいるものの、不動産事業者との連携が十分に構築されているとは言い難い状況や、相談窓口の分散に起因する情報共有の課題が生じていることが指摘されている。また、法人間の関係構築や相互理解についても、継続的な事例検討や情報交換の場が一定の役割を果たしうることが示されている一方で、その効果や持続性についてはなお検討の余地が残されている⁸⁾。

さらに、社会福祉法人等による居住支援の実践を扱った研究においては、居住支援法人が関係機関との調整や支援のつなぎ役として一定の役割を果たしている状況が報告されている。一方で、市区町村居住支援協議会を含む関係主体との関係性や関与のあり方は、地域ごとに異なる様相を示しているとされている。このことから、居住支援ネットワークのあり方については、引き続き検討が求められている⁹⁾。

3) 研究目的

本稿は、居住支援法人が主体となって形成された民間主体のネットワーク組織を対象に、その形成過程および運営の実態を明らかにすることを目的とする。具体的には、ネットワークの組織構成や取組内容を整理するとともに、居住支援の実務において当該ネットワークが果たしている役割を明らかにする。

2. 調査方法

1) 調査概要

本研究は、A県Bエリアにおいて活動する居住支援法人ネットワーク協議会(以下、NW協議会と記す)を対象に、半構造化インタビュー調査を実施した。調査は2025年10月3日に行い、事前に研究内容および調査協力依頼を記した文書を送付し、同意を得た上で実施した。

調査対象者は、同協議会の会長および事務局長の2名である。両名はいずれも、ネットワークの設立経緯や運営方針の策定、会務全体の調整、関係機関との連携に中心的に関与しており、ネットワーク全体の構造と実践を俯瞰的に把握する立場にある。インタビューは半構造化形式で実施し、あらかじめ設定した質問項目を基本としつつ、調査協力者の語りに応じて補足的な質問を加えながら進めた。主な質問項目は、①ネットワーク形成の経緯、②日常的な会務運営および民間団体同士の連携の実態、③ネットワーク運営上の意義と課題、ならびに今後の展望である。

インタビュー内容は、調査協力者の同意を得た

うえで録音し、後に逐語録を作成した。作成した逐語録をもとに、研究目的に即して内容の整理および分析を行った。なお、本稿では、調査対象者の語りを「 」で示すこととする。インタビューの平均所要時間は134分であった。

2) 倫理的配慮

本研究は、東洋大学大学院社会福祉学研究科研究等倫理委員会に研究計画を申請し、承認を得た後に実施した(承認番号:2021-23S)。調査実施にあたっては、研究協力者へ研究計画を口頭と文書をもって説明し、データは個人のプライバシーの保護に十分配慮し匿名性が確保されること、半構造化面接に際しては、語りたくないことは語らなくてもよいことなどを確認し、録音することを了承のうえ同意書を取り交わした。対象者については、個人が特定されないようコード化しプライバシー保護に留意し、データは一元的に管理を行った。なお、分析結果については、事実関係の誤認や不適切な解釈が生じないように、調査対象者に内容を確認する機会を設け、必要に応じて修正を行った。

3. 調査結果

1) NW協議会の組織構成と形成の背景

A県BエリアにおけるNW協議会は、圏域内にある4つの居住支援法人が主体となり、2024年4月に形成された組織である。構成員は、高齢者、障害者、生活困窮者など住宅確保要配慮者を対象とした居住支援の実務に関与してきた民間団体および不動産事業者であり、それぞれが異なる支援分野や実務経験を有している。Bエリアは、県内において交通の利便性が高く、都市化が進展した地域に位置づけられる。民間賃貸住宅が一定程度集積している一方で、高齢者や単身世帯を中心とする住宅確保要配慮者の居住支援ニーズが、日常的な支援実践の中で顕在化してきた。NW協議会の形成は、こうした居住支援ニーズへの対応を個別法人で担うことの困難さが共有されるなかで進んだものである。相談支援の現場において、従前

居住地での生活継続が困難な事例、転居を検討せざるを得ない事例が蓄積されるなかで、居住支援法人同士が情報や判断を共有し、相互に補完し合いながら支援を進める必要性が認識されるようになった。

こうした現場経験を通じて、居住支援法人同士が情報や判断を共有し、相互に補完しながら支援を進める必要性が認識されるようになり、圏域内の居住支援法人が連携する枠組みとしてNW協議会が形成されるに至った。

2) NW協議会の運営体制と取組内容

NW協議会の運営にあたっては、明確な上下関係や厳格な組織構造を設けるのではなく、構成法人間の合意に基づく柔軟な体制が採られている。具体的には、年4回の定例会議を通じて、活動状況の共有や課題の整理、今後の方針確認が行われている。また、これとは別に、年2回の事例検討会を開催し、実際の支援ケースを取り上げながら、対応の妥当性や判断の根拠について検討が行われている。

インタビューでは、「これらの会合が単なる情報共有の場にとどまらず、支援に関する判断を相互に確認し合う場」として位置づけられていることが語られた。特に、判断に迷いが生じたケースや対応が長期化したケースについては、複数法人の視点を交えて検討することで、特定の法人が判断や責任を単独で抱え込まない仕組みが形成されている。

①関係機関との連携および研修・啓発活動

NW協議会の取組は、内部的な会務運営にとどまらず、関係機関との連携強化にも及んでいる。圏域内における居住支援の理解促進を目的として、2024年度には県内4市町村の関連部局を対象とした行政向け説明会を計4回開催している。これらの説明会では、居住支援法人制度の概要やNW協議会の役割、相談対応の流れなどについて説明が行われ、行政側との認識共有が図られている。

また、NW協議会を中心として、計7回の研修・勉強会が実施されている。内容は、居住支援法人

制度に関する基礎的理解の共有、権利擁護に関する研修、高齢福祉部局および地域包括支援センターとの合同勉強会、地域連携をテーマとした意見交換、生活困窮者自立支援制度における支援員養成研修、障害者自立支援協議会との連携に関する検討、空き施設をシェアハウスとして活用する取組の報告会など、多岐にわたる。

これらの研修・勉強会は、特定の専門分野に限定されず、異なる分野の関係者が参加する点に特徴があり、日常的な相談や連携を円滑に進めるための関係形成の場として機能している。

②NW協議会による居住支援の展開プロセス

NW協議会における居住支援は、相談受付を起点として、入居前支援から入居後の生活支援に至るまでを一連の流れとして捉えた仕組みとして構成されている(図1)。支援は、特定の機関や法人が単独で完結させるのではなく、複数の主体が段階的に関与しながら進められる。

支援の起点は、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者からの相談受付であり、相談は市町の福祉・住宅部局や地域包括支援センターなど関係機関を通じて受け付けられる。相談内容は支援相談支援シートに基づいて整理され、その後行政等からNW協議会事務局に対して支援要請が行われる。事務局では、受け付けた相談内容をもとに支援オーダーを整理し、初回面談の調整を行う。初回面談では、居住支援法人が当事者と面談し、現在の居住状況や生活上の困りごと、今後の希望を確認したうえで、居住継続支援と転居支援のいずれが適切かについて当事者と協議し、支援の方向性を決定している。この段階から、支援が断続的にならないよう、伴走的な支援体制が組み込まれている。

転居支援が選択された場合には、NW協議会内で情報共有が行われ、不動産事業者との連携が開始される。物件情報は当事者の希望や配慮事項を踏まえて検討され、入居申込みや契約に向けた調整が進められる。必要に応じて、居住支援法人による不動産同行も行われている。一方、居住継続支援が選択された場合には、現住居での生活維持

を前提として、生活上の課題整理や関係機関との調整が行われ、福祉サービスの導入や見守り体制の構築が進められている。入居契約の成立後、あるいは居住継続支援の開始後も支援は終了せず、入居後の見守りや生活状況の確認、関係機関との再調整が行われる。このように、NW協議会にお

ける居住支援は、転居先の確保にとどまらず、居住の継続を視野に入れた支援として展開されている。なお、本取組では入居成立を条件として支援コーディネーターに係る費用が設定されており、物件が確保されなかった場合には費用負担が生じない仕組みが採用されている。

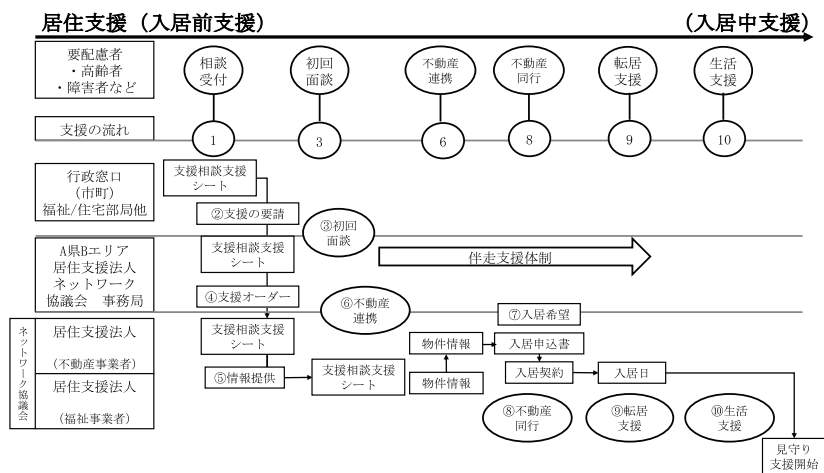


図1 NW協議会による居住支援の展開プロセス

出典：NW協議会事務局提供資料より引用

③圏域相談窓口における相談件数と支援実績

NW協議会は、圏域における居住支援の相談窓口機能も担っている。2024年8月に相談窓口開設以来、寄せられた相談件数は22件であり、主な内

容は、高齢者や障害者の民間賃貸住宅への入居相談、物件探しに関する支援要請であった(2025年10月末時点)。相談経路は図2の通りである。

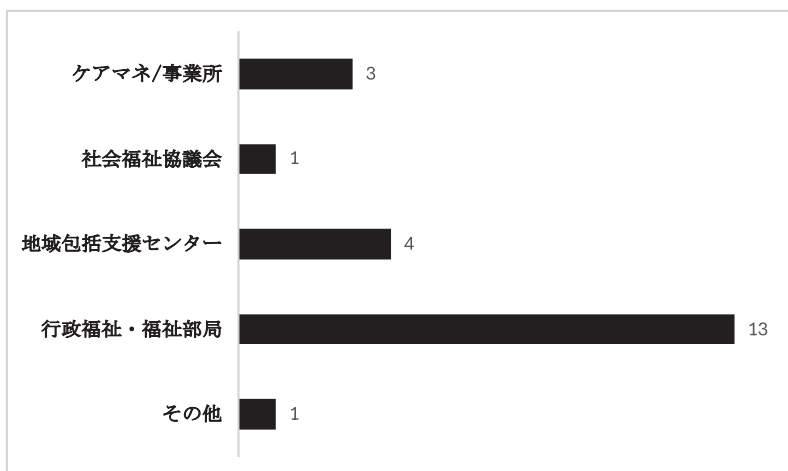


図2 居住支援に関する相談の経路 (N=22)

出典：NW協議会事務局提供資料をもとに筆者作成

これらの相談22件すべてについて入居支援が実施されており、相談対応と支援実施が一体的に行われている。そのうち、実際に転居支援に至ったケースは12件であった。転居支援においては、当該NW協議会所属法人によるサブリース契約を通じた転居先の確保が主要な手段となっている。加えて、外部の民間賃貸不動産事業者による転居先確保が全体の33%を占めており、支援者は当該NW協議会への居住支援依頼を転居先確保の一つの手段として位置づけつつ、他団体への協力要請も併行しながら継続的に転居支援を行っていることが明らかとなった。

一方、転居に至らなかったケースについても、これまでの住まいでの生活継続に向けた調整や福祉サービスへのコーディネートが実施されており、未対応のまま終了した事例は確認されなかった。インタビューでは、「支援の成果を転居の実現のみによって評価するのではなく、生活の安定や支援関係の構築を重視する」ことが語られていた。以上の点から、居住支援を「結果」ではなく「過程」として捉え、支援の連続性を意識して実践していることを示している。

④居住支援におけるネットワーク形成の意義と課題

インタビュー調査から、NW協議会の形成により、居住支援の実務上の対応のあり方に変化が生じていることが確認された。まず、居住支援を単独の法人で担うことの困難さが構成員間で共有されており、「一法人だけでは対応しきれない」「一つの法人の話では相手にしてもらえないことがある」といった語りが得られた。これに対して、「ネットワークとしてまとめて説明する必要がある」「複数で動かないと前に進まない」と述べられており、NW協議会は、個別法人による対応の限界という認識を背景に形成されたことが示されている。

また、NW協議会の形成に伴い、居住支援に関する情報や実務上のノウハウを共有する機会が生じている。インタビューでは、「ノウハウがない状態で一からやるのは難しい」「他の法人のやり

方を聞けるのは助かる」との語りが見られ、構成法人間で経験や対応方法を共有することが、実務上の支えとして受け止められている状況がうかがえた。とりわけ、後発の居住支援法人にとって、ネットワークを通じて他法人の経験に触れることが可能になっている点が言及されていた。

さらに、NW協議会として関係機関と関わることについても、「個別に説明に行くよりも、ネットワークとして説明した方が伝わりやすい」「まとめて説明できる場があるのは助かる」といった発言が得られた。これらの語りから、NW協議会が対外的な説明や調整の場として位置づけられている状況が確認された。

一方で、ネットワーク形成に伴う課題も示されている。運営面については、「会議や調整は通常業務の合間で行っている」「誰かがやらないと回らない」との語りがあり、活動が構成法人の自主的な関与に依拠している状況がうかがえた。また、「実際には動いているが、外から見ると分かりにくい」「何をしている組織なのか説明が難しい」との指摘もみられ、NW協議会の役割や位置づけが必ずしも明確に共有されていない現状が語られていた。加えて、継続性に関しても「今は顔の見える関係で何とか回っている」「メンバーが変わったらどうなるか分からない」との発言が得られ、運営が構成員間の関係性や個々の経験に支えられている側面が示されている。

以上より、NW協議会の形成を通じて、居住支援の実務における情報共有や対外的な説明・調整が行われるようになっていくことが確認された。他方で、運営負担の所在、役割の可視性、継続性に関する懸念が構成員によって語られており、ネットワークの運営上の課題として把握された。

4. まとめと考察

1) 居住支援法人ネットワーク形成の背景と意義

本研究で明らかになったNW協議会の形成は、居住支援を単独の法人で担うことの困難さが、日常的な支援実践の中で共有されてきた結果として位置づけられる。インタビュー調査からは、不動

産事業者や行政との調整、支援判断の妥当性の確保、さらには入居後を含む支援の継続性といった点において、個別法人による対応には限界があるという認識が、構成員間で共有されていたことが確認された。この点は、居住支援の包括性や多機関連携の必要性を指摘してきた先行研究⁵⁾⁶⁾と整合的である。これらの研究は、居住支援法人の実践が住まいの確保にとどまらず、生活支援や関係調整を横断的に含む包括的な性格を有していることを明らかにしてきた。本研究で対象としたNW協議会は、そうした包括的な実践を個々の法人の力量や裁量に委ねるのではなく、複数法人が関与する枠組みのもとで進めようとする点に特徴がある。

また、NW協議会の形成は、単なる居住支援法人同士の自主的な連携というよりも、居住支援が制度的にも実務的にも「単独主体では完結しえない領域」へと変容してきたことに対する、現場からの対応として理解することができる。住宅セーフティネット法改正以降、居住支援法人は住宅確保要配慮者の入居支援を担う主体として制度上明確に位置づけられてきたが、実際の支援現場では、住まい確保の困難さそのものよりも、健康問題、経済的不安定、社会的孤立、判断能力の低下といった複合的課題が住宅問題として顕在化している状況が繰り返し指摘されてきた⁵⁾。

こうした課題構造のもとでは、個別法人が自らの専門領域のみで対応することは容易ではなく、支援判断の妥当性や支援の継続性を確保するためには、複数の実践主体による相互補完的な関係が求められる。NW協議会の形成は、制度上想定される役割分担の整備を待つのではなく、実務上の必要性に基づいて居住支援法人が関係性を組織化してきた過程を示すものであり、居住支援の担い手が現場レベルで支援基盤を調整・再編成していく動態を捉えたものといえよう。

2) 判断と責任を分かち合う「場」としてのネットワーク

NW協議会の運営は、支援件数の拡大や業務効

率化を主目的とするものではなく、支援に関する判断や責任を相互に確認し合うための「場」としての性格を有していると考えられる。定例会議や事例検討会を通じて、対応に迷いが生じたケースや長期化したケースについて複数法人の視点を交えて検討する仕組みが構築されており、特定の法人が判断や責任を単独で抱え込まない体制が形成されていた。

居住支援の実践においては、「この状態で転居を勧めてよいのか」「どこまで関与すべきか」といった判断が、明確な基準のないまま現場に委ねられる場面が少なくない。こうした判断を単独の法人が担うことは、実務上の負担にとどまらず、倫理的・責任的リスクを高めることにもつながる。NW協議会における事例検討は、これらの判断を個々の裁量から切り離し、複数の専門的な視点のもとで相対化・共有する機能を果たしていた。この点は、居住支援におけるコミュニティソーシャルワークの機能の一つである「協力体制による総合支援」⁷⁾と合致しており、居住支援を結果としての「入居」ではなく、判断や調整を含む支援過程として整理する際の一つの視点を示している。NW協議会は、居住支援の過程に関わる判断や情報を共有するための実務的な枠組みとして位置づけられ、圏域内の支援実践において調整機能を果たしていると考えられる。

3) 民間主体ネットワークの運営と継続性をめぐる課題

NW協議会の運営および継続性に関しては、いくつかの課題も明らかとなった。インタビュー調査からは、会務運営が各法人の日常業務と並行して行われている、活動が構成法人の自主的な関与に大きく依存している状況が示されていた。また、外部から見た際にNW協議会の役割や位置づけが必ずしも明確ではない点についても指摘がなされていた。加えて、現時点ではNW協議会に参加していない支援団体や不動産事業者との関係性が十分に進んでいないことから、支援資源の広がりや多様性の確保という点においても課題が残されて

いる。これらは、ネットワークが実務上の必要性に基づいて形成されてきたがゆえに、参加の範囲や関与のあり方が限定的になっている側面を反映していると考えられる。

こうした課題は、これまで指摘されてきた居住支援法人を取り巻く構造的課題⁸⁾⁹⁾とも通底しており、民間主体によるネットワークが実務上の支援機能を果たす一方で、その安定的な運営や役割の可視化に関する検討が必要であろう。

さらに、圏域内の市町村においては、現時点で居住支援協議会が設置されていない自治体も存在する。2025年10月施行の住宅セーフティネット法改正では、基礎自治体における居住支援協議会の設置が促進されることとされており、今後、各地で設置が進むことが見込まれる。このような制度動向を踏まえると、本研究で対象としたNW協議会の実践は、設置が進む居住支援協議会との関係性を含めて、その位置づけや役割の整理が求められる段階にあるといえる。

今後は、居住支援協議会と民間主体による実務ネットワークとの関係について、地域の実情に応じた役割分担や連携の在り方を検討していくことが課題となる。その際には、制度的な枠組みと日常の実務判断とがどのように位置づけられ、相互に作用し得るのかという観点から、両者の関係性を整理していく必要がある。

5. おわりに

本稿では、A県Bエリアにおける居住支援法人が主体となって形成されたNW協議会を対象に、インタビュー調査を通じて、その形成の背景、運営の実態、および居住支援実務における役割を明らかにしてきた。分析の結果、居住支援の現場では単一の法人による対応には限界があり、情報共有や支援判断の妥当性の確認、関係機関との調整を行うための実務的な枠組みとして、民間主体によるネットワークが形成されてきた過程が確認された。また、NW協議会の運営を通じて、居住支援が住まいの確保に限定されず、居住の継続を視野に入れた支援過程として実践されている点が示

された。

一方で、本研究は、形成初期段階にあるNW協議会を対象とした事例分析に基づくものであり、ネットワークの運営や役割分担が今後どのように変化していくのかについては十分に捉えきれていない。今後、組織の成熟に伴い、構成法人間の関係性や判断の共有のあり方がどのように再編されていくのかを、時間的な経過を踏まえて検討していく必要がある。

さらに、本稿で示した知見は特定の圏域における事例に基づくものであることから、他地域の実践との比較、行政、不動産事業者等を含めた多様な関係主体の視点を取り入れた検討が求められる。居住支援法人によるネットワーク形成が、地域における居住支援体制の中でどのように位置づけられ、制度的枠組みとの関係の中でいかに維持・展開されていくのかについては、引き続き実証的な検討を積み重ねていきたい。

付記

本稿は、JSPS科研費23K12669の助成を受けた研究成果の一部である。また、調査実施にあたり、快く本研究に協力いただいたA県Bエリア居住支援法人ネットワーク協議会の皆様へ心から感謝の意を表す。

参考文献

- 1) 小田川華子.(2020).住宅——脱商品化による保障。埋橋孝文(編)どうする日本の社会政策,ミネルヴァ書房。
- 2) 大月敏雄.(2022).むすびにかえて：包括的居住支援実現のための居住政策の仮説的提示。公益財団法人車両競技公益資金記念財団支援事業2021年度報告書：包括的居住支援の確立に向けた調査及び研究,97-106。
- 3) 国土交通省.(2024).住宅セーフティネット制度の見直しについて 〈<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001728267.pdf>〉 (2025年12月26日10時45分)
- 4) 山本美香.(2018).生活困窮者の地域居住の実現

に向けた住まいの確保と居住の安定に関する研究,明治大学大学院博士学位請求論文.

- 5) 井上由起子.(2025).居住支援と特別な住まい：高齢期と困窮状態の重なりに着目して,社会保障研究,10,1,19-32.
- 6) 古山周太郎・清水春花.(2023).非営利型の居住支援法人による居住継続に向けた包括的支援に関する研究,日本建築学会計画系論文集,88,807,1702-1710.
- 7) 洪心璐.(2021).居住に困難を抱える単身高齢者の居住支援におけるコミュニティソーシャルワークの機能に関する研究：居住支援担当者に対するインタビュー調査に基づいて,地域福祉研究,49,123-133.
- 8) 須沢栞・大坪真子・金指有里佳ほか.(2023).居住支援法人の活動実態と連携状況：東京都豊島区を拠点とする団体を対象として,日本女子大学紀要,70,139-145.
- 9) 石川久仁子・百武昭彦・磯野由美子.(2022)大阪の社会福祉法人による居住支援の現状と課題,地域福祉実践研究,13,39-46.

Abstract

This study investigates the formation process, operational characteristics, and practical functions of a privately initiated network of housing support organizations (the Network Council) in Area B of Prefecture A. Focusing on a network established by certified housing support organizations, it analyzes how inter-organizational collaboration has developed in response to the limitations of single-organization housing support. Employing a qualitative research design, semi-structured interviews were conducted with two key informants, the chairperson and the secretary-general, who played central roles in the establishment and management of the network. The findings demonstrate that contemporary housing support increasingly involves complex and interrelated needs that exceed the capacity of individual organizations. In this context, the Network Council functions as a practical mechanism for information sharing, collective decision-making, and coordination with external agencies. Furthermore, the network reframes housing support as a continuous process encompassing post-move-in support and the maintenance of everyday life. At the same time, challenges related to operational burden, role visibility, and long-term sustainability were identified.

Keywords: Housing Support, Certified Housing Support Organizations, Private-Sector Network Organizations